雜纂

韓國併合事情（中）

小松綠

李人植は重も苦るしい併し能く判る日本語で話し出した。「伊藤前統監が朝鮮人の爲めに哈爾賓で非業の慘死を遂げられ、之れに次いで一進會が合邦論を唱へ出したといふ事情などを思ひ合せると、今日何等かの一大變革が起らねばならぬと自分等は諒解して居るので、私は首相李完用に逢つて去就を決するやうに勸めたのであります。私は李完用に斯う言つた。『二千萬の朝鮮人と仆れて了ふか、將た六千萬の日本人と共に進んで行くか、此二つより外に道は無い、若し首相にしてどうしても時局解決の任に堪へぬと云ふならば是非がない。曩に韓國を去つて身を全うした李學均のやうに、日韓法權の屆かぬ處の上海にでも隱遁する外はあるまい。どちらの道を採らるゝか』と聽いた處が、李完用は『去年の暮に受けた創が未だ充分に恢復しないから、閑地に就いて靜養したいと思ふので、內部大臣の扑齊純に首相の職を讓らうとしたが、引受けて呉れない。そこで農商工部大臣の趙重應に賴んで見たけれども、是は首相の器に非ずと云つて承知せぬ。それでは自分が去つて了

へば內閣は瓦解する外は無い。さうなると、誰が後を繼ぐ事が出來やうか、既に現內閣は七兇だとか五賊だとか呼ばれた程の親日派であつたが、今此の內閣が仆れるとなると、現內閣以上の親日派を以て內閣を組織する事が果して出來やうかどうか心配をして居る』と答へられた」こゝで斷つて置くが此の去年受けた創と言つたのは、前年の十二月に京城の白耳義總領事が主催で、同國皇帝の追悼會を開いた時に、內外の重立つたる人々が會合したのであるが、李完用が式後に佛蘭西敎會を出やうとすると、朝鮮人の兇漢が現はれて、匕首を揮つて、李完用を二刀程刺した。其の一つは背部から肺に通つて創口から息が漏れたほどの重傷であつたが、當時幸ひに佐藤進博士が大韓病院長をして居られたので、其の手當に依つて生命を取留めたのである。それから八箇月も經つてから、此の時分では殆んど恢復したのであるが、此の兇漢は李在明と云ふ者で。李完用を刺した後に英語を以て「我は國の爲に死する者也」と叫んだ位の政治狂で、裁判所に於て親日派大臣は賣國奴であると云ふ考へから此の兇行を敢てしたのだと陳述してゐる。李完用から見れば所信を遂行したのを賣國奴と云はれては如何にも殘念で、肉體的ばかりで無く、精神的にまでも打擊を受けた譯であるされば我々の心配して居たは、其の殆んど全快した健康如何といふよりも寧ろ此の大問題を如何に彼が見て居つたかと云ふ事である。若し併合の問題を持出した時に、韓國首相から絕對的に應じられないと云ひ出されては、忽ち進退に窮することになるから、談判の口を開くには、必ず圓滿の解決を遂げると云ふ見込が無くてはならぬ。されば李人植の言ひ出した事は此方から見ても誠に重要な先決問題と謂ふべきである。

そこで私は是は誠に好い問題を持ち出して來た。

此の問題を攻究すると自然に李完用の意向も明かになりはせぬかと考へたので私は斯う答へた「細目の事は承知して居らぬけれども、併合と云ふ一事は確定して動かぬと云ふ事丈けは言明する事が出來る。自分の諒解する處では、飽く迄も現内閣をして掉尾の大功を立てさして、所謂有終の美を濟さしめたいと云ふ考へを統監が持つて居らるゝに相違なく、世間の噂の如く宋秉畯内閣を作るなど云ふ事は夢にも思つて居られぬ處である。既に合意的條約を以つて併合を協定する考へである以上、飽く迄も現在の内閣を相手にするのが順當であらう。世間から單に日本の傀儡に過ぎぬ者と認められて居る宋秉畯内閣を作ると云ふ事になれば、それは所謂自畫自讃、俗に手盛を食はせると云ふことになつて、合意的の國際協定をやると云ふ意味が無くなるのである。我々は兎に角に大和魂を持つて居る者である以上、そんな狡猾な表面丈けを取り繕ふやうな卑怯な手段は斷じて取らぬが併し現内閣がどうしても併合談判の局に當る事が出來ぬとすれば仕方がない、更に他に内閣を作るやうな姑息の手段を執る代りに、統監は何時にても直接國王に謁見して國事を議するを得と云ふ權能を持つて居られるから、國王と直接談判をされるかも知れない。是は憲法の制定なき韓國では必ずしも内閣を介さなければ條約を結ばれぬと云ふ理由が無いからである。併し現内閣の方から云へば、かうなると内閣員は國家の大事を捨て、其の責任を避けて單に自己の安全を圖つた事になつて、日本からは不義の人と見られ、韓國からは不忠の汚名を蒙り、天地の間に身を置く處も無いやうになりはせぬか。李完用の賢明であつて、斯かる明白なる事理の解らぬ事も無からうと思はれるが、其とも貴下の言はれるやうに、結局上海にでも隱遁すると云ふ下心があるのであるか。」李人

植は稍安堵の容色で答へて曰ふのに、「若し寺內統監が現內閣を信任して下さるとの事であれば李完用は妄りに責任を避ける事は斷じて無いのであります。唯々當面の問題は其の談判の條件の性質如何といふ事に歸着するのであると自分は考へる。李首相の最も痛心せられる處は第一に王室の待遇であり、第二には將來國民から如何なる怨を受け如何なる危難に遭ふか料り知る可らざる當局大臣の處置であります。差當り最も困難に感ぜられるのは何等の過もなき國王に退位を御勸め申すと云ふ事である。此の數千年來の社稷を一時に斷絕する事は言ふに忍びないのであります」

是は如何にも尤もな質問と私は思つた。結局現內閣が此の談判の衝に當るか當らぬかと云ふ決心を定むるには先づ以て併合條件の大體がどうであるかを知らねばならぬ。茲で私は先づ一場の書生論を唱へた、是は自分の宿論で、今尙斯う云ふ考へを持つて居るのであるから、當時遠慮もなく李人植に述べたのであるが「數千年の社稷と云ふ事を言はれるけれども、其は日本のやうな開闢以來萬世一系の皇統を戴く國の事で、韓國の如き易姓革命の頻繁であつた國柄では、數千年の社稷などと云ふ事は言ひ得ないのである。其から併合と云ふ事は名に於てこそ今日までは無かつたが、事實に於ての併合は幾度もあつた。是迄のは併合といふよりも寧ろ征服であつた。例へば朝鮮の中世から見ても、新羅の金氏は三十八代で『曆數既に窮まれり、復た基業を望むなし、願はくは臣禮を以て相見にん』と言つて、高麗の王氏に降つたのである。言を換へて言へば、新羅は高麗に征服されたのである。高麗の王氏は五百年を繼續した後に天下を李氏に奪はれた。即ち李成桂と云ふ人が臣下でありながら、時の高麗王を以て暗弱事に耐ねぬと爲して、己れの主君を逐ひ拂つて自ら王位に

即いた。之れが即ち現皇帝の先祖である。即ち、現皇帝は臣下として國王の位を奪つた李成桂の後裔であつて、高麗朝の功臣の子孫と稱する趙重應などから見ると李朝は寧ろ其の敵である。又新羅を滅した高麗朝は新羅の舊民から見ると、是れ亦怨敵と言ふ可き者である。現に今代の李朝になつてからでも、支那に征服せられて居る。即ち明朝清朝の封冊を受けて僅かに朝鮮王殿下と言はれたもので、詰り明清の屬國となつたのである。それを甲午の戰爭の後に、日本が支那から韓國を救助してから、漸く獨立の地位に上り、大韓國となつたに過ぎない。其れ故に今併合と言つた處が決して稀有の珍事ではない。殊に從來の變革の如く勝者が敗者を虐待すると云ふやうな事は無く、又近世に於ける佛國がマダカスカルを併合し米國が布哇を併合した時のやうに、被併合國を劣等なる地位に置くと云ふのでも無いから、第一の問題についても今後韓國皇帝は彼マダカスカル王或は布哇王の如くに庶民に降して了ふやうな事はせずして今日と少しも變らざる歳費を給せられ、皇族の待遇を賜はると云ふ我が天皇陛下の優渥なる思召を承つて居る。故に以前屬國であつた場合から見れば、一層優良なる地位に就かれて、宮中紛擾の中心に卷き込まれる憂も無く、極めて安全なる生活に移られる譯である。次に第二の問題については併合の衝に當つた内閣大臣等には悉く榮爵を授けられ、又之を維持するに十分なる恩賜金をも賜はるとの事である。故に併合は日本の爲ばかりで無く韓國の幸福である、之に由つて韓國は日本の屬國になるのでなく、一躍世界の大國たる日本帝國の一部となるのである。此處が從來の朝鮮に於ける變革或は外國に於ける併合などゝは全然趣を異にして居る所である」私は尚ほ之に附加へて李人植の注意を促したのは、前段の易姓革命の事柄は

苟くも朝鮮の歴史を知る程の人は容易に諒解し得る處であつて、李人植の如き篤學者に對して、斯かる說明を試みる迄もない、是は自分の一家言として無遠慮に告白した譯である。併し後段の韓國王室及び大臣等の取扱に關する事柄は既に確定したことであつたから、先づ大體是等の趣旨に依つて併合を實行せられる事と諒解せられたいと云ふ事を述べたのである。

李人植は終始非常なる注意を以て私の談話を傾聽して居たが、其を聞き終ると斯う言つた「此の併合の問題に付ては貴君が專ら局に當つて居らるゝと諒解するのでありますから、唯今御話の御趣旨は一場の閑談で無く、日本政府の確定意志と考へられますが、果して斯う云ふ寬大な趣旨を以て併合を實行せらるゝと云ふ事であれば、李首相が痛心せらるゝ程の難問題では無いからして、首相は決して其の責任を回避して內閣を去ると云ふやうな事は斷じて無からうと自分は考へます。實は今夕貴君御一人の御考へを窺ふ積りで來たのでありましたが、僥倖にも斯く迄打明けて御話を承はる事が出來たのは自分の誠に本懷とする處である此事は李首相丈けに內密に傳達したいと思ふが差支ありませぬか」

當時我々の最も苦心したのは如何にして和氣靄々の裡に併合條約を締結し得るかと云ふ事であつた。貧弱の極に陷り殆ど死に瀕して居つた韓國を併合する事は譯も造作も無い事で、强露を仆した勢を以て韓國に臨んだ我國は宛かも虎が羊を搏つやうなものであつた。併し併合の遣り方一つで將來に重大な影響を及ぼして或は禍ともなり又は禍ともならう。彼の大英國の愛蘭に於けるが如く、其初に於て一步を誤つた爲め、數百年の後に至るまで敵意を貽すと云ふ事になつては、寧ろ敵國を我が領土に作ると云ふ結果になるのである。從來

の各國の併合の例に依つて見ると大抵は宣言を以て實行して居る。最近の例を以て見れば、マダカスカルでも、布哇でも、又ボスニヤヘルチエゴヴィナでも、皆一片の宣言に依つて併合せられ、條約に依つて協定せられたのでは無かつた。併し韓國の併合は是等の先例と異つて將來對等の條件の下に其の國民を日本人同樣に取扱はむとするのであるから、どうか合意的に穩便な方法に依り、眞に同胞が一家に集つたやうな親密な關係を結び度いと思つたのである。之に反して意志が疎隔し希望が背馳して居るに拘らず、强制的に壓迫を加へたのでは、一時の實行は容易であつても、將來に深い怨を貽し、併合する國にも併合せらるゝ國にも拭ふ可らざる禍を與へると云ふ事になるかも知れぬ。其故に能く併合の趣旨を韓廷に徹底せしめて少しの誤解も無いやうにしたいと云ふのが我々の衷心から希望した處であつた。併し統監と韓國首相との間の正式談判では、自然露骨な打明け話も出來ないので、何等か簡捷な方法で大體の趣旨を先方に通じて決心の臍を固めさせる事が必要であつた、今李人植が來たのは、表面は單に知人間の訪問に過ぎなかつたのである。けれども恐らくは李完用趙重應等の意志を承けて來たのであらうと考へたので、私は彼と遠慮なき談話を交換して、先方の樣子をも探つて見たのであるが、李人植の口吻に依ると、我國の併合條件は先方が思つて居たよりも一層寛大であつた事を諒解したかの如くに見ねた。李人植は其の歸り掛に於ても李首相が必ず喜んで併合談判の衝に當るであらうとの意味を繰返して語つた。私は翌日直ちに寺內統監に李人植と交換した談話の詳細を告げて。最早談判開始の時機が熟した事を述べて置いたのであるが、四五日經つてから寺內首相は使を出されて李完用を招かれた。此使は京城の公使館に長く

通譯官として在勤し、統監府になつてから人事局長となつて居つた國分象太郎君であつた。無論此時は統監の使であるから談判の內容には觸れなかつたのであるが、唯々國分一己の考へとして「物議を避ける爲に夜中統監邸を訪はれてはどうか、何れにしても都合の好い便宜の時日に來訪せられよ」との事を傳へた。處が李完用は即座に「其では翌日（八月十六日）を以て參邸する事に致さうが夜中往復をする事は却つて世人の疑を招く基であるから、寧ろ白晝全然問ふ事に致さう。其には幸ひ日本內地に於て例年に無き水害が有つたと云ふ事であるから日本政府に統監を通して御見舞を申上ぐると云ふ事にして伺はふ」と云ふ事を答へた實は當時內外の新聞記者通信員等が殆ど終日統監邸を圍繞して、今にも談判が開始せらるゝかと、鵜の目鷹の目で監視して居つた、其の監視を避けるには夜中よりも白晝を擇んだのは、頗る機宜に適した遣り方であつた。十六日の午前十時に只見る二頭立の馬車を驅つて李完用は趙重應と同乘して堂々と統監邸に乘り着けた。案の如く各新聞記者、通信員は談判開始と見て統監邸に押掛けて來たのであつたが、僅かに三十分も經たぬ中に、再び馬車を驅つて引返したのである。そこで新聞記者通信員等は何事が議題に上つたかと云ふ事に付て、頻に質問を發したのであつたが、我々は之に對して是は單に日本の水害見舞に來たのである。若しも併合談判の豫備交涉ならば白晝公然人の耳目を冒して乘り込むと云ふやうな事、朝鮮では無い筈であるから、全然一場の挨拶に來たのに過ぎぬと話して、心ならずも彼等を欺いたのである。其後數日間何等の現象も見ねなかつたので、彼等も談判の開始ではなかつたものと諦めた樣子であつた。李完用が來た時に特に趙重應を同伴したのは李完用は日本語を解しないので、十年間も日本

で勉強して殆ど日本人同樣に言葉が達者である趙重應が其の側に居るのは、談話交換の便宜上からでもあつたが、尙ほ其の上に日本に對して最も好意を表し、又事理の理解が早かつたと云ふ處から李完用は併合談判の副委員と云ふ格で、趙重應と終始相談する必要があつたからでもある。

十六日の會見に寺內統監は先づ日本が韓國擁護の爲め、既に前後二回の大戰を賭し、誠意を披瀝して韓國扶植の道を講じたけれども、內外の事情に鑑みて到底現時の如く複雜なる制度を以て、施政改善の目的を達する見込なきが故に、將來永久に韓國王室の安全を保障し、且韓國官民全般の福利を增進せんが爲に、兩國相合して一體となり、以て政治機關の統一を圖るの外に道が無いと云ふ理由を述べられた後、李首相より他の閣員等に協議する便宜に資せんが爲に、左の併合の趣旨及實行條件を記述したる覺書を渡された。

日韓兩國ハ境土相接シ人文相同シク古來吉凶利害ヲ俱ニシ終ニ分離スヘカラサルノ關係ヲ有セリ是レ帝國カ敢テ前後二回ノ大戰ヲ賭シ數萬ノ生靈ト幾億ノ財帑トヲ犧牲ニ供シ以テ韓國ヲ擁護シタル所以ナリ、爾來帝國政府ハ孜々トシテ韓國ノ扶掖ニ盡瘁シタリト雖現在ノ如キ複雜ナル制度ニテハ到底韓國皇室ノ安固ヲ恒久ニ確保シ且韓民全般ノ福利ヲ完全ニ保護スル能ハサルニ依リ茲ニ兩國相合シテ一ト成リ彼我ノ差別ヲ撤去シ以テ韓國ノ統治機關ヲ統一スルヲ以テ相互ノ便益ト認メタリ故ニ日韓ノ併合ハ彼ノ戰爭又ハ敵對ノ結果ヨリ生スルカ如キ事態ト同視スヘカラサルハ勿論寧ロ和氣靄々タル間ニ協定ヲ遂クヘキモノニシテ韓皇陛下ハ時運ノ趨勢ニ鑑ミ自ラ進ムテ其ノ統治權ヲ我　天皇陛下ニ讓與セラレ其ノ位ヲ去リテ將來萬全ノ地位ニ就カルヘク尙ホ現皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下

其ノ他各皇族ノ康寧ト韓民上下ノ福利トヲ保障セムカ爲メ一ノ條約ヲ締結セラル、コトナルヘシ其ノ條約中ニハ大略(一)現皇帝、太皇帝兩陛下及皇太子殿下幷ニ其ノ后妃及後裔ハ相當ナル尊稱、威嚴及名譽ト之ヲ保持スルニ充分ナル歳費トヲ受ケラル、コト(二)其ノ他ノ皇族ニモ現在以上ノ優遇ヲ賜ハルコト(三)勳功アル大臣元老其ノ他ノ韓人ニハ爵ヲ授ケ之ニ相當スル恩賜金ヲ與フルコト(四)日本國政府ハ全然韓國ノ統治ヲ擔任シ法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及財産ニ對シ充分ナル保護ヲ與ヘ且其ノ福利ノ增進ヲ圖ルコト(五)誠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ハ之ヲ朝鮮ニ於ケル帝國官吏ニ任用スルコト等ヲ規定セラルヘシ

茲ニ貴大臣ノ參考ニ供スル爲メ條約締結ヨリ生スル結果ノ概要ヲ述ヘ置クヘシ先ツ現皇帝陛下ハ統治權ヲ讓ラル、ト同時ニ大公殿下ノ尊稱ヲ

授ケラルヘク皇太子殿下ハ其ノ世嗣トシテ公殿下ノ稱ヲ賜ヒ相續ノ上ハ大公ト爲ラレ子子、孫孫世襲スヘキモノニシテ公家ハ永久ニ存續スルコト、ナルヘシ

太皇帝陛下ハ現今ト雖退隱ノ御身ニシテ別ニ一家ヲ立テラル、思召ナキハ勿論ナレトモ特ニ恩典ヲ以テ其ノ一代ハ現皇帝陛下ト同シク大公殿下ノ尊稱ヲ受ケラレ三方トモ日本皇族タル禮遇ヲ賜ハルヘシ前述ノ尊稱ハ現今ヨリハ稍々降レルカ如シト雖史ヲ案スルニ此ノ國歷代ノ王朝ハ終始正朔ヲ隣國ニ奉シ近ク日清戰役前後迄ハ王殿下ト稱セラレ其ノ後日本國ノ庇護ニ依リ獨立ヲ宣布シ始メテ皇帝陛下ト稱セラレタルニ過キサレハ今大公殿下トシテ日本皇族ノ禮遇ヲ受ケラル、ハ之ヲ十數年前ノ地位ニ比シ必スシモ劣等ナリト謂フヘカラス之ヲ以テ數百年來ノ尊嚴ヲ激變スルモノト認ムルカ如キハ無稽ノ甚シキ

モノナリ殊ニ從來現皇帝太皇帝兩陛下及皇太子殿下ノ受ケ居ラル、宮廷費ハ毫釐モ減少スルコトナク其ノ全額ヲ右三方ニ供給セラルヘキ我天皇陛下ノ聖旨ナルヲ以テ今後ト雖現在ト同樣ニ富裕ナル生計ヲ營マル、ノミナラス大公トシテ日本皇族タル禮遇ヲ受ケラル、ニ於テハ爾後何等ノ變故ニ遭フノ患ナクシテ永久ニ安全且鞏固ナル地位ヲ得ラルヘシ、又既ニ現今ト同額ノ歳費ノ給與ヲ受ケラル、カ故ニ從來ノ宮內府、承寧府其ノ他皇室附各官ハ其ノ職名ニハ變更ヲ來スヘキモ依然其ノ地位ニ在リテ從前ト同シキ俸祿ヲ受クルコトヲ得ヘシ

義親王以下ノ各皇族ハ其ノ從來ノ格式ニ應シ公侯、伯等ノ榮爵ヲ授ケラレ其ノ歳費ハ孰レモ現在ノ定額ヨリモ增加セラル、筈ナレハ今日ヨリモ一層豐富ナル歳入ヲ我 天皇陛下ヨリ賜ハリテ充分ニ其ノ體面ヲ維持スルヲ得ラル、コト、ナルヘシ

現內閣大臣ニシテ其ノ有終ノ職責ヲ盡シ圓滿ニ時局ノ解決ヲ遂行スルニ於テハ特ニ他ニ擢ンテ、特別ノ恩賞ヲ賑ハリ榮爵ヲ授ケラレタル上終生幸福ナル生活ヲ爲スニ足ルヘキ賜金ヲ與ヘラル、ノミナラス皆中樞院ノ顧問ニ任セラレ將來ノ施政上諮詢ヲ受クルノ名譽ヲ擔フヲ得ヘシ其他ノ現在ノ親、勅、奏、判任官、元老、前大臣等ニ對シテモ各其ノ等差ニ應シテ夫々恩典ヲ賜フヘキハ勿論一般士民ニ對シテモ亦各其ノ生業ヲ得セシメムカ爲メ授產基本金ヲ頒賜セラルヘシ

條約締結ノ順序トシテ貴大臣ハ先ツ閣議ヲ纏メタル上韓皇陛下ニ如上ノ趣旨ヲ言上シ條約締結ノ爲メ全權委員ノ任命ヲ奏請セラルヘキハ言フマテモナシ、而シテ貴大臣ト本官トハ其ノ職責上條約締結ノ大任ニ當ルヘキハ勿論ナリ、抑々

此ノ條約タルヤ日韓親善ノ極致ニ成リ其ノ進運ニ貢獻スルモノナルカ故ニ其ノ局ニ當ル者ハ互ニ丹誠ヲ披瀝シ和衷協同以テ其ノ職責ヲ全ウスルヲ要ス惟フニ韓皇陛下ハ天資雍熙能ク大局ニ順應スルノ盛德ヲ具ヘラレ又貴大臣ヲ首相トスル現內閣ノ各員ハ孰レモ識度高邁濟時ノ略アリ必スヤ我　天皇陛下ノ宏謨ニ信賴シテ其ノ出處ヲ愆ルコトナカルヘキハ本官ノ確信シテ疑ハサル所ナリ

首相李完用は寺內統監の說明を聞き、且つ此の覺書を一讀したる後ち大體斯う答へた。「韓國の現狀が百事頹廢に歸し、自ら刷新するの力なきが故に何れの國にか賴らざるを得ざるは今更ら申す迄も無き事である。而して韓國扶掖の任に膺る可き者は日本を措いて他に無い事は萬國の齊しく認むる處である。曩に併合問題が世間に喧傳せらるゝに方つて、其の說く處は一樣では無かつたのであるされば自分等は果して如何なる形式に於て併合を實行せらるゝことであるか、其の大體をすら揣摩するに苦んで居たところ、今日初めて詳細に其の條件を承知する事が出來たのである。只今の處彼是自分の意見を述る時機で無いとは思はるゝが、茲に先づ差當りの希望を一言致したいのは國號及皇帝の稱號に對して少しく御考慮を煩はしたいと云ふ事である。即ち國號は依然韓國の名を存し、皇帝には王の尊稱を與へられたいと云ふのが今自分の心に浮んだ希望である。蓋し此事たるや、主權なき國家及王室としては單に形式に過ぎないのであるが、一般人民の感情から考へると、頗る重大なる問題と思はるゝ。曾て韓國が淸國に隸屬したる時代に於ても、尙國王の稱號を存したる歷史あるが故に、王稱を與へられて、其の宗室の祭祀を永久に存續せしめらるゝ事になつたならば、人心を緩和するの一方便ともなり、仰せの如く和衷

協同の精神にも副ふ事であらうと信ずる」

寺內統監は之に對して又斯う述べられた「韓國側の事情よりのみ見る時は、御希望の件々は至極尤もなるが如くに思へるが、併し一般の國際關係から考慮すると、既に併合實行後に王位を存續するの理由が無いのみならず、之を存續す可き何等の必要をも認むる事は出來ない。殊に若し之を存續する時は却つて將來に禍根を貽して李氏の宗室を永久に安全ならしむる所以で無いかも知れない。故に些々たる情實に拘泥せず、寧ろ斷然名實の分界を明かにし、將來紛擾を釀すが如き淵源を杜絶する方が宜くは無いか、況や世界何れの國と雖も主權を有せない處の者が王位を歷世に傳承すると云ふ事は例の無い事である。併し貴下が所謂王稱と云ふものは或は位に伴ふと云ふ意味で無くして單に名稱を存すると云ふ意味であるとすれば、王と云ふよりも寧ろ大公と稱する方が其の尊嚴を維持する上に於て最も適當なる事と思はるゝので、特に王の名稱よりも尊き大公の名稱を我が聖天子の特旨に依つて與へられるものである。」

李完用は「若し自分の希望にして貴國政府の容らるゝ處とならないとすれば、徒らに其の主張を固守したとても何の効果なきのみならず、或は妥協の精神に副はぬかも知れぬ。併し自分の立場としては現皇帝の尊稱を大公とせらるゝ事に對しては此席に於て直ちに御請すると云ふ事は困難である退出後篤と熟考した上で、更に何分の御答を致す事にする」

寺內統監は其意を諒とし、更に覺書以外の別案として、地方の人民に對する授產金分配並に一般の敎育授產備荒等の基金分配の方法等を說明せられた。

李首相は終に臨んで「王稱の問題は自分に於て承諾するを難しとするのみならず、閣員一同も亦同

一の感想を有するは勿論であると信ずる。之を同僚に協議するに方つて、彼等をして强ひて之に同意せしめやうとする時は、或は之を衆論に訴へやうと云ふ考へから、機密の漏洩する虞もあるので能く秘密を守つて自分を誠意を以て補助する者は閣員中農商工部大臣趙重應丈けであるから、先づ篤と彼と協議して其の結果は時々趙重應を通じて傳達することに致したい。之は度々自分自ら往復するときは世人の耳目を惹く事になるのであらうと思ふが故である」

寺内統監は此の申出を承諾し、尙ほ念の爲に注意していられたには「此の併合問題は國家の統治權を授受する事であるから頗る重大なる變化である隨つて正式の談判に移るの順序としては、皇帝より時局解決に必要なる勅命を降されて、其の勅旨に基づき、條約締結の事に移るべきである。斯くなれば首相及閣員の立場も頗る圓滑になるであらう。是は申す迄も無い事であるが、序ぐを以て注意して置く」

以上の内交渉は僅かに三十分を要したに過ぎぬ。其の日の午後九時になると農商工部大臣趙重應が統監邸を訪問して當日交渉の問題となつた國號と王稱の點に付て斯う申出した「本日拜受したる覺書を熟讀致したる處、大体に於て異議は無いのである。併し國號丈けは是非共保存して頂きたい。古來の歷史に顧るに國號までも失ふと云ふ事になつては、頗る韓國上下の感情を害し、或は延いて紛擾を來す事が無いとも限らぬのである。又王稱に至つては曩に清國を隷屬したる時代に用ひたる稱號を其の儘踏襲せられたと云ふ希望に過ぎない大公なる稱號は世界の例を見れば誠に立派なる尊稱であるかも知れぬが、韓國從來の事情は之と趣を異にし、未だ曾て大公なる稱號を用ひた事が無い。又支那に於て大公と言へば寧ろ王よりも下位

に在るが如くに思はれて居つた。それで先決問題として國號を存し。王稱を與へられる事を希望するのである。若し此二點にして双方の意志が一致する事が出來ぬ場合には妥協の道が無いと云ふ事を痛心致す次第である。是は內閣總理大臣の命に依つて申上げる」

寺內統監は之に對して答へていはれるには「今朝李首相に詳しく說明して置いた通り、此等の事項は我が廟議の決定する事に係り、自分は單に勅命を奉じて實行の任に膺るものであるから、覺書所載の方法を採るより外に道が無いのであるが、韓國の事情に出來る丈け適應する處置に出でやうと云ふ事は自分の衷心から望む處である。先づ國號の問題であるが、韓國と云ふ國號は日淸戰爭後日本が特に勸めて名づけたる名稱であるのみならず日本帝國內に別に韓國と云ふ國號の存すると云ふ事は頗る妥當を缺く、故に寧ろ之を舊稱に復し、朝鮮と改むる事にしたならばどうであらうか。其から王と云ふ事に付ても位に伴はざる名稱と云ふ事であれば、其の王稱に優る大公と稱しやうと云ふ我が聖旨であるから大公より一段低き名稱である所の王の名を存すると云ふ事に對ては或は貴意に應ずる事が出來るかも知れぬ」

趙農相は之に對して若し韓國を朝鮮とし王稱を保存せられて朝鮮王と稱せられる事になれば誠に幸であると云ふ旨を述べた。併し朝鮮王と云へば或は朝鮮統治者の如く誤解を來す憂があるので、更に協議の上に寺內統監は帝國政府に稟議すべき案件として左の通り筆記して趙重應に示された。

一、韓國の國號を自今朝鮮と改むる事

一、皇帝を李王殿下太皇帝を太王殿下及皇太子を王世子殿下と稱する事

趙重應は「右にて然るべしと認むるも、一應李首相と協議して確答致すべし」と言つて退出した。

翌十七日午前十時に李首相は使者を統監邸に寄越して趙重應の齎したる懸案に付き尙ほ閣員と協議を遂ぐるの必要があるから、之に對する確答を當日の午後八時まで猶豫せられたいと申出でた。

指定の時刻になると、李首相は終日閣員と協議したるも未だ全員の同意を得るまでに達しない。併し國號と王稱に關して自分の主張にして帝國政府の容るゝ處とならば、自分は責を負うて閣議を統一する事に盡力致さうと考へるから、趙重應に示されたる國號を朝鮮と改め、又皇帝を李王殿下と稱せられる事に御決定あらん事を希望する旨を通告して來た。國號を朝鮮と改むると云ふ事は實に既に廟議に於て豫め內定した所である。又韓國皇帝が統治權を讓渡された後に至つて、李王と云ふ稱號を賜はるとしても、將來別段の故障も無き事と認められたので、李完用の希望通告を直ちに帝國政府に電報して、先方の希望に應ぜらるゝやうに稟請せられたが、翌十八日に至つて帝國政府より此の二件に付て御裁可を經たとの返電が來たから、寺內統監は李首相を招かれて、既に此の兩件に付き、當方に於て同意したる以上は李首相より約定したるが如く、進んで閣員の意見を求め、直ちに條約の締結に着手するの順序となる旨を告げられた所、李首相は喜んで之に同意する旨を述べたので、先づ以て條約案を示して、逐條詳細の說明を加へらるゝことゝなつた。

考古學の栞（第六回）

文學博士　濱田耕作